

## 令和3年度 社会福祉法人指導監査実施方針

### 1 基本方針

社会福祉法改正等の趣旨を踏まえ、社会福祉法人（以下「法人」という。）の自主性・自律性を持った運営を前提とし、経営組織に対するガバナンスの強化、法人運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理等、法人が備えるべき公益性及び非営利性の徹底に主眼を置いて、指導監査を実施する。

### 2 一般監査の重点項目

#### (1) 運営管理

ア 評議員・評議員会（社会福祉法人指導監査実施要綱別紙「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）P6～P13）

（ア）評議員の選任（P6～P9）

- ・法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。
- ・評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。
- ・評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。

（イ）評議員会の招集・運営（P9～P13）

- ・評議員会の招集が適正に行われているか。
- ・決議が適正に行われているか。
- ・評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。

イ 監事（ガイドラインP18～P25）

（ア）定数（P18～P19）

- ・法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。

（イ）選任及び解任（P19～P23）

- ・法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。
- ・監事となることができない者が選任されていないか。
- ・法に定める者が含まれているか。

（ウ）職務・義務（P23～P25）

- ・法令に定めるところにより業務を行っているか。

ウ 理事会（ガイドラインP25～P31）

（ア）審議状況（P25～P29）

- ・理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。
- ・理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。
- ・理事への権限の委任は適切に行われているか。
- ・法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。

（イ）記録（P29～P31）

- ・法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。

エ 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬（ガイドライン P 34～ P 39）

（ア）報酬（ P 35～ P 36）

- ・評議員・役員等の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。

（イ）報酬等支給基準（ P 37～ P 38）

- ・役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。

（ウ）報酬の支給（ P 38）

- ・役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。

（ 2 ）会計管理（ガイドライン P13～P14, P31, P 54～ P 76）

ア 規程・体制（ P 55～ P 56）

- ・経理規程を制定しているか。
- ・予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。
- ・寄附金等の受入れが適正に行われているか。
- ・利用者から預かっている金銭の管理は適正か。

イ 会計処理（ P 57～ P 71）

- ・事業区分等は適正に区分されているか。
- ・会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。
- ・計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。

ウ 会計帳簿（ P 71）

- ・会計帳簿は適正に整備されているか

エ 附属明細書等（ P 13～P14, P 72～ P 76）

- ・決算手続は法令及び定款の定めに従い適正に行われているか。
- ・注記が法令に基づき適正に作成されているか。
- ・附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。
- ・財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。

オ 債権債務の状況（ P 31）

- ・借入は適正に行われているか。

3 実施計画

（ 1 ）対象法人

墨田区長が所轄庁となる法人を対象とする。

（ 2 ）実施形態

ア 一般監査

（ア）実施方法

法人ごとに日程等を策定し、原則として法人本部に赴き、実地において実施する。

（イ）実施単位

法人を単位として実施する。なお、当該法人監査と併せて、適宜、各施設に係る検査等

を実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの体制は、係長 1 名、職員 1 名の計 2 名とする。ただし、法人の状況により、区が委託する公認会計士等の社会福祉法人の財務会計に関する知見を有する者を加えて実施する。

(エ) 実施通知

実施通知は、原則としてあらかじめ対象法人に到達するよう、送付する。ただし、緊急を要する場合等には、監査当日に交付する。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、別途定める。

イ 特別監査

(ア) 実施方法

実地検査を行うほか、必要に応じて提出を命じた帳簿書類を執務室等に持ち帰り確認したり、法人の関係者等に執務室等への出頭を求め質問したりするなど、効率的・効果的な方法を適宜用いて、実施する。

(イ) 実施単位

法人を単位として実施する。なお、当該法人監査と併せて、適宜、各施設に係る検査等を実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの体制は、課長級 1 名、係長 1 名、職員 1 名の計 3 名とする。ただし、法人の状況により、区が委託する公認会計士等の社会福祉法人の財務会計に関する知見を有する者を加えて実施する。

(エ) 実施通知

実施通知は、原則としてあらかじめ対象法人に到達するよう、送付する。ただし、緊急を要する場合等には、監査当日に交付する。

(3) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和 3 年 4 月 1 日時点で現存する法人とする。ただし、年度途中で設立された法人については、必要と認められる場合、指導監査の対象とする。

イ 選定方法

次の各号に該当する法人を指導監査の選定対象とするほか、一般指導監査の周期については、「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき、個別に判断する。

(ア) 法人運営及び指導監査において、継続的に指導を行っている、又はその必要がある法人

(イ) 過去の指導監査において、指摘事項の改善が図られていない法人

(ウ) 苦情・通報等が多く寄せられている法人、又は苦情・通報等の内容から運営上の問題を有することが疑われる法人

(エ) 毎年度、現況報告書又は法人調査書を提出していない法人

(オ) 福祉サービス第三者評価を受審していない法人、又は当該評価結果において問題がある

## 法人

- (カ) 相当の期間にわたって、指導監査を実施していない法人
- (キ) 法人認可後、指導監査を実施していない法人
- (ク) 新設かつ施設整備中の法人

## 4 関係団体等との連携

### (1) 東京都

指導監査に係る法令・制度運用に関する疑義照会、法人に関する情報提供等、法人運営の適正化について、法人指導の立場から連携を図る。

### (2) 区各課

福祉サービスの事業所管課及び福祉サービス検査担当課と連携し、法人の育成及び適正化を図る。